

(仮称)尼崎市パートナーシップ宣誓制度の策定に対するパブリックコメント募集結果

7人の方から16件の意見をいただきました。
寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
用語の定義等の文言修正			
1	「4 用語の定義 (1)性的マイノリティ」において、「典型的とされていない性自認や性的指向等を持つ者」とありますが、「例外、特殊」という言葉を思い浮かべてしまうため、「性的指向が異性愛ではない者又は性自認が出生時の性と異なる者等をいう。」と表現してはどうでしょうか。	1	[意見を反映した(修正)] 制度の概要案「4 用語の定義 (1)性的マイノリティについて、ご意見のとおり、「性的指向が異性愛ではない者又は性自認が出生時の性と異なる者等をいう。」とします。
2	「(仮称)尼崎市パートナーシップ宣誓制度の手引き【案】」の「はじめに」及び「1 パートナーシップ宣誓制度について」において、「制度導入により、(中略)自己実現に向けて生きる力や喜びが感じられる社会の実現が進むことを期待しています。」や、「法的な効力を有するものではありませんが、(中略)性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組みが広がることを期待するものです。」と「期待する」という表現に抑えているため、「推進していきます」と宣言して記載して欲しいです。	1	[意見を反映した(修正)] 「(仮称)尼崎市パートナーシップ宣誓制度の手引き【案】」の「はじめに」及び「1 パートナーシップ宣誓制度について」において、「期待するものです。」等の表現は、ご意見のとおり「推進します。」に修正します。
市内同居要件			
3	異性カップルが婚姻する場合は同居か否かは問題とならないのに、LGBTカップルが宣誓する場合は、市内同居でなければならないのでしょうか。どちらか一方が市内在住であれば対象となるようにしてください。	1	[意見を反映した(修正)] ご意見を踏まえ、申請者の要件をいずれか一方が市内在住か市内への転入を予定していれば対象となるよう改めます。
事実婚カップルも申請者の対象に含めてほしい。			
4	事実婚カップルでも宣誓ができる仕組みではなく、なぜ制度の対象を「一方又は双方が性的マイノリティである二人」と「性的マイノリティ」に「限定」したのでしょうか。 事実婚カップルを対象に含めることで、LGBTに該当しない市民が当制度や同性婚等の問題を自分事として捉え、理解につながるきっかけとなるはずですが。	2	[その他] 当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有するものではありませんが、性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止め、性的マイノリティの方々への社会的理解や性の多様性を尊重する観点から導入したいと考えております。 なお、事実婚カップルについては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、すでに一定の関係性が認められています。事実婚カップルを対象に含めるかどうかについては、他都市の状況等を踏まえつつ、今後の研究課題とします。
医療行為等への同意			
5	パートナーが事故等により、市内の病院に緊急搬送された際に受領証を提示することでスムーズに面会が可能となるようにしてほしい。	1	[その他] 宣誓書受領証については法的効力を有するものではありませんが、導入にあわせて医師会等を通じて医療機関へ当制度の周知及び受領証の提示があった場合の配慮について、協力をお願いする予定です。
6	パートナーの手術等の医療同意について、受領証を保有するパートナーが親族に優先して受けることが可能となるようにし、受領証に同意権有り・無しのを設けて選択制にするのが望ましいかと思います。	1	

遺族年金の給付も可となるような制度			
7	遺族年金については、事実婚についても実態的に法律婚と変わらない場合には一部給付できるケースがあると聞きます。受領証を所持する場合には、遺族年金の給付金が一部受給できたり、遺族年金給付の証明書類としての機能をもたせるような制度づくりを要望します。	1	[その他] 当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有するものではないことから、現段階において直接的に法の改正につながるものではありません。
制度策定への支持			
8	今わたしは女性のパートナーと共に尼崎市に住んでおります。男女だと結婚という形を経て可能になることが、同性間ではどうしても国の制度で結婚が出来ず不可能のままです。もしパートナーに何かあった際、隣にいるのに何もできないことを考えると是非策定していただきたく思います。	1	[すでに盛り込み済み]
9	この制度の策定について強く支持致します。私は尼崎市民ではありませんが、パートナーが尼崎市民です。本制度が出来れば選択肢が広がり、とても有り難いと思います。日本では少子化が進んでいますが、一緒に生活したい人、そして同性同士でも子どもを持ちたい人がいます。尼崎市の発展のためにも、本制度は必ず良い影響を及ぼすことと思っています。	1	
10	行政の取り組みは当事者のみならず、家族や職場にも良い影響があると思います。是非、早急に整備してほしいと思います。	1	
11	尼崎市でパートナーシップ制度を策定する動きであること、公に公開する段階に来ていることを心から嬉しく思います。制度として法的に効果があるものではありませんが、私たちが多様な性を生きていることを示す役割を果たす大きな一歩だと思っています。一当事者を自認する身として応援しています。	1	

[今回の意見公募の対象としていないもの]			
1	当該制度を運用するにあたって重要な位置にいる職員(当該制度の申請を受け付ける担当課及び市民相談及び市民に直接対応する窓口職員等)向けに、「性的マイノリティ」に関する内容を、単独で、取り上げた(今後の予定含む)研修があれば実施内容(講師、テーマ、受講職員の大まかな所属等)を教えてください。	1	当制度の導入にあわせて、制度の周知並びに性的マイノリティの方々への正しい理解をさらに深め、適切に対応していくことを目的として、令和2年1月に管理職等の職員を対象とした性的マイノリティ職員人権研修を実施する予定です。
2	ますます義務教育段階での「性の多様性」に関する学び、また「人権教育」そのものが大切であるため、市長部局と教育委員会が協働して、「性の多様性」を尊重する具体的施策として検討している内容について教えてください。	1	教育委員会においては、性の多様性や性的マイノリティの課題について、保健・体育での「心身の発達と心の健康」や、道徳での「相互理解や寛容」の单元などを通して、児童生徒が段階的に学習することになっており、「LGBT」をテーマとした児童生徒への授業や教職員を対象とした人権研修も行っているところです。今後、パートナーシップ宣誓制度の正しい理解をはじめ、子ども達が将来にわたり他者理解や人権尊重に努めることができるよう研修講師の人選やテーマ設定などの情報共有をはじめとした市長部局との連携を適宜図りながら、教育内容の充実に努めます。
3	市民意向調査では「(2)市職員対象 結婚祝金(尼崎市職員厚生会)」という項目があったと思いますが、今回の文書にはそれが削除されていますが、なぜですか。	1	当制度の「概要案」は市民向けに作成したものであることから、市職員対象の制度については掲載を省略することとしたものです。なお、市職員対象の結婚祝金については適用予定です。
4	今回の制度策定のみならず、もう一步踏み込んだ、市民全体へ向けた市としてのメッセージを伝えるため、2013年「淀川区LGBT支援宣言」、2015年「性の多様性を尊重する都市・なは宣言(レインボーなは宣言)」等の宣言を行った上で、啓発を進めていくことで、人権に関する施策として、真摯に取り組んでいることが伝わると思います。	1	ご意見のとおり、制度策定のみならず、市民全体へ向けた市としてのメッセージを伝え、性的マイノリティに関する取組を進めることは重要であると認識しております。性的マイノリティに関する取組を進めることは、一人ひとりの人権と個性が尊重され、不当な差別や排除されることなく多様性や互いを認めあう社会の実現につながるものと考えますが、あわせてその他様々な人権問題についても取組を進めていかなければならないと考えています。そのため、あらゆる人権問題の解決と一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指す(仮称)人権文化いきづくまちづくり条例の制定を目指しているところです。まずは当該条例を広く市民に周知することにより、人権施策に真摯に取り組む本市の姿勢を発信していきます。